

ボランティア活動助成に関するきまり

宝塚市民の多くの人たちがボランティア活動に参加することで、人々の生活がより豊かになり、ボランティア活動が発展するために、宝塚市社会福祉協議会(以下「社協」)のボランティア活動助成を活用します。

この助成金の配分を効果的に行うために、様々な場を通じて意見をまとめ、ボランティアをはじめとする市民が中心となって、この「きまり」を作りました。

「きまり」の実施にあたっては、助成のルール・決定・効果の確認を、ボランティアをはじめとした助成金配分委員会が中心となっており、透明性を確保しつつ、不都合な点は見直しを行い修正します。

1. 助成金の目的

助成金は、宝塚市民の生活支援や、安心して暮らせる地域社会づくりのためのボランティア活動を、より活発に行うことを目的に使用します。助成金の財源が、宝塚市の補助金と社協会費や募金等の公的な資金であることを考慮し、適正で効果的に使用します。

2. 助成の対象

- (1) 「ボランティアグループ登録」を行なっており、宝塚市民の生活支援や、宝塚のボランティアの発展に繋がる活動を行うグループとします。
- (2) 前項のほかに、別表『ボランティア活動助成 内容一覧』の中の助成項目別に定める要件があります。

3. 助成金の項目

次に掲げる活動の経費とします。詳細は別表『ボランティア活動助成 内容一覧』のとおりです。

- ① グループ基本助成
- ② 活動活性費助成

4. 助成の申し込み

助成の申し込みについては、別表『ボランティア活動助成 内容一覧』の通りです。

5. 助成の決定

- (1) 助成項目① グループ基本助成については、助成金配分委員会の定めた基準に従って、社協ボランティア活動センターが内容を確認して決定し、助成金配分委員会に報告します。
- (2) 助成項目② 活動活性費助成については、助成金配分委員会が、内容を審査して決定します。

6. 助成金の適正化のために

- (1) 助成を受けたグループは、別表『ボランティア活動助成 内容一覧』で定められた期間内に実績報告書を提出し、助成金の目的に沿った使い方であることを明らかにします。
- (2) 助成金配分委員会は、その助成が効果的であったかどうかを検討し、その結果、必要に応じて「きまり」や審査基準を見直します。
- (3) 助成金を当初の目的以外に使ったり、虚偽の申し込みや不正・不当な使い方をした場合は、助成金を返還とします。
- (4) 配分の基準と、助成金配分委員会の審査の内容は、透明性を確保するために、ボランティアをはじめとする市民に公開します。

7. このきまりの変更について

助成金に関することがらについては、ボランティアグループの意見や活動実態を踏まえて、助成金配分委員会で見直しを行ない修正します。

このきまりは、2005年4月1日から実施します。

附則 2014年4月1日 一部改正